

長 政 第 3 0 号
平成 3 0 年 4 月 5 日

訪問介護サービス事業者の管理者 様

山形県健康福祉部長寿社会政策課長

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について

このことについて、厚生労働省より別添のとおり通知がありましたので、御留意願
います。

長寿社会政策課介護事業担当
TEL 0 2 3 - 6 3 0 - 2 2 7 3